

平成23年10月3日

## 運転士が眼帯を着用して運転したことについて

運転士が乗務の際、左眼に眼帯を着用して運転していたことが判明しましたので、お知らせします。

### 1. 概 況

本日10月3日(月)11時30分頃、釧路運輸車両所において、乗務を終了し帰着した運転士が眼帯を着用していることを同僚の運転士が認めました。運転士は本来、各眼視力1.0以上なければ運転してはいけないことになっていますが、本人に確認したところ、根室駅8時22分発釧路行き普通列車(1両編成、定員75名、乗車16名)を眼帯を着用して運転していたことが判明しました。

### 2. 原 因

運転士及び点呼執行者が眼帯を着用して運転してはいけないことについて認識が足りなかったためです。

### 3. 対 策

運転士及び点呼執行者に対して、身体状態を適切に管理するよう指導しておりましたが、今回の事象を踏まえ、再度徹底した指導に努めてまいります。